

植物防疫事業実施要綱第6の報告等について

1 有害動物又は有害植物の発生及び防除実施状況等に関する報告

植物防疫事業実施要綱（令和5年3月24日付け4消安第7238号消費・安全局長通知）第6に基づき、都道府県知事が農林水産大臣に対して行う有害動物又は有害植物（以下「有害動植物」という。）の発生及び防除実施状況等に関する報告は、別記様式第1号及び第2号により当該年度の状況を次年度の5月末日までに行うものとする。

なお、報告の方法については、別記様式第1号にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産省消費・安全局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）を経由して行うものとし、別記様式第2号にあっては「発生予察事業の実施について」（令和5年3月27日付け4消安第7295号消費・安全局植物防疫課長通知）第4の病虫害発生予察現況報告と同様とする。

2 その他の報告

都道府県知事は、植物の検疫、有害動植物の防除等に関し条例又は規則を定め、これを変更し、又は廃止したときは、速やかに地方農政局長を経由して当該条例等を農林水産省消費・安全局植物防疫課へ送付するものとする。

附 則

本通知は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

附 則

この通知による改正は、令和6年12月9日から施行する。

別記様式 第1号

○年度有害動植物の発生及び防除実施状況等の報告について

番 号
○年○月○日

農林水産大臣 殿

○○都道府県知事

植物防疫事業実施要綱第6の規定に基づき、○年度における有害動植物の発生状況及び防除の実施状況等について、下記のとおり報告する。

記

I 有害動植物の発生及び防除の実施状況

1. 有害動植物の発生及び防除の実施状況

(1) 発生過程、発生原因及び防除の概要

農作物名	有害動植物名	発生時期	発生量	発生過程の概要	発生原因の解析	防除の概要

- 注) ①農作物及び有害動植物の記入は、「発生予察事業の実施について」(令和5年3月27日付け4消安第7295号消費・安全局植物防疫課長通知)第4に定められている報告様式に記載されている農作物及び有害動植物は必ず記入し、それ以外の農作物及び有害動植物で発生予察調査成績のあるものについても記入するものとする。なお、野菜は季節区分毎に記入するものとする。
- ②本報告に係る年度区分は、農作物の収穫年次(暦年)に基づくものとする。

(2) 新たに発生が確認された有害動植物等

農作物名	有害動植物名	発生面積	発生地域	初確認年月	発生傾向、被害の概要等

- 注)別記様式第2号により報告する有害動植物以外で、近年新たに発生が確認されたもの(「侵入調査事業の実施について」(令和5年3月24日付け4消安第7242号消費・安全局植物防疫課長通知)第5に基づき確認の報告を行った侵入警戒有害動植物、植物防疫法第16条の8に基づく都道府県知事への通報又は農業者等への防除指導等により発生を確認した侵入警戒有害動植物を含む。)等について記載すること。

(3) 防除対策推進上の問題点及びその対策

農作物名	有害動植物名	問題点	対策

2. 侵入調査事業実施上の問題点

内容

3. 発生予察事業実施上の問題点等

(1) 発生予察事業実施上の問題点

内容

(2) 新たに確立又は改訂を加えた発生予察方法

内容

4. 薬剤感受性検定実施状況

作物名	作物名 補足	有害動 植物名	有害動 植物名 補足	薬剤名	薬剤名 補足	検定結果	検定方法	防除効果	指導状況	備考

- 注) ①「作物名」については、1作物ごとに、農薬登録に沿って記載する（ただし、複数種の作物から採取した有害動植物をまとめて検定した場合を除く。）。また、多犯性有害動物について対象作物を指定しない場合は、「指定なし」と記載する。
- ②「作物名補足」については、「夏秋作」、「露地/施設」等を記載する。
- ③「有害動植物名」については、農薬登録に沿って記載する。また、有害動植物ごとに行を分けて記載する。
- ④「有害動植物名補足」については、系統名、生育ステージ等を記載する。
- ⑤「薬剤名」については、農薬登録に沿った農薬の種類名（有効成分名及び剤型）を記載する。なお、PCR 法等の場合にあって、個別の農薬の種類名を記載する必要がない場合に限り、作用機構名を記載する。
- ⑥「薬剤名補足」については、商品名、作用機構名、RAC コード等を記載する。
- ⑦「検定結果」については、耐性菌株率（耐性菌株数／供試菌株数）、抵抗性群率（抵抗性群数／供試群数）等を記載すること。
- ⑧「検定方法」については、検定方法（一般的な名称、具体的な方法等）、供試虫・菌株、薬剤の濃度、検定培地、培養・検定条件、期間、判定項目・判定基準等を具体的に記載すること。
- ⑨「防除効果」については、ほ場における防除効果減退の状況を簡潔に記載すること。

- ⑩「指導状況」については、使用中止、使用回数制限、ローテーション散布、混合剤の使用等の別を記入し、代替剤の名称、制限使用回数、組み合わせる農薬の名称等を記載すること。
- ⑪「備考」については、地域差、前年度までの経緯等を簡潔に記載すること。

II 有害動植物の防除等に係る活動状況等

1. 病害虫防除所運営上の問題点

内容

2. 病害虫防除員活動上の問題点

内容

3. 防除及び農薬安全使用等の指導状況（講習会等を含む）

研修名	開催時期	開催場所	内容	対象者（人数）

III その他植物防疫事業等の実施状況

内容

注) 植物検疫、試験研究、農薬取締法に基づく対応等の実施状況について、記載すること。

IV 植物防疫法第24条の2及び第24条の3に基づく指導、助言、勧告及び命令の実施状況

指定有害動植物名	遵守事項の内容	措置の内容	実施時期	実施内容

- 注) ①「指定有害動植物名」については、対象作物を定めていない指定有害動植物の場合、指定有害動植物名を記載した後に、措置の対象となった農業者が措置を実施した時点で作付けしていた品目を括弧書きすること。
- ②「遵守事項の内容」については、総合防除の実施に関する計画に記載した遵守事項の内容を記載すること。
- ③「措置の内容」については、指導、助言、勧告、命令のいずれかを記載すること。

季節区分

品目別	季節区分		備考
	季節区分名	主たる収穫・ 出荷期間	
だいこん	春だいこん	4月～6月	
	夏だいこん	7月～9月	
	秋冬だいこん	10月～翌年3月	
かぶ	—	—	
にんじん	春夏にんじん	4月～7月	
	秋にんじん	8月～10月	
	冬にんじん	11月～翌年3月	
ごぼう	—	—	
れんこん	—	—	
さといも	秋冬さといも	6月～翌年3月	
やまのいも	—	—	
はくさい	春はくさい	4月～6月	
	夏はくさい	7月～9月	
	秋冬はくさい	10月～翌年3月	
キャベツ	春キャベツ	4月～6月	
	夏秋キャベツ	7月～10月	
	冬キャベツ	11月～翌年3月	
ほうれんそう	冬春ほうれんそう	9月～翌年6月	
	その他ほうれんそう	7月～8月	
ねぎ	その他ねぎ	4月～6月	
	夏ねぎ	7月～9月	
	秋冬ねぎ	10月～翌年3月	
たまねぎ	—	都府県産 4月～翌年3月	
	—	北海道産 8月～翌年3月	
なす	冬春なす	12月～翌年6月	
	夏秋なす	7月～11月	
トマト	冬春トマト	12月～翌年6月	
	夏秋トマト	7月～11月	
ミニトマト	冬春トマト	12月～翌年6月	
	夏秋トマト	7月～11月	
きゅうり	冬春きゅうり	12月～翌年6月	
	夏秋きゅうり	7月～11月	
かぼちゃ	—	—	
ピーマン	冬春ピーマン	11月～翌年5月	
	夏秋ピーマン	6月～10月	
さやえんどう	—	—	
えだまめ	—	—	
さやいんげん	—	—	
未成熟とうもろこし	—	—	
いちご	冬春いちご	10月～翌年6月	
	その他いちご	7月～9月	
すいか	夏すいか	5月～8月	
	その他すいか	1月～4月	
	//	9月～12月	

品目別	季節区分		備 考
	季節区分名	主たる収穫・ 出荷期間	
メロン レタス	— 春レタス 夏秋レタス 冬レタス	— 4月～5月 6月～10月 11月～翌年3月	
セルリー	—	—	
カリフラワー	—	—	
ブロッコリー	—	—	
ばれいしょ	—	—	

- 注) ① 品目毎の季節区分は、指定野菜（野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第2条に規定する指定野菜をいう。）については、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第1条に基づく種別を基本とし、いちご、すいかについては通常の出荷時期により設定した主要な出荷季節とし、その他の品目については設定しない。
- ② 季節区分欄で「その他」とは、品目別に設定した季節区分の主たる出荷期間以外の月を一括し、その他と称した。

別記様式 第2号

○年度有害動植物の発生及び防除面積の報告について

番 号
○年○月○日

農林水産大臣 殿

○○都道府県知事

植物防疫事業実施要綱第6の規定に基づき、○年度における有害動植物の発生面積及び防除面積について、下記のとおり報告する。

記

農作物名	作付面積	有害動植物名	程度別発生面積					防除面積	
			甚	多	中	少	計	実	延
	ha		ha	ha	ha	ha	ha	ha	

- 注) ①「農作物名」及び「有害動植物名」は、「発生予察事業の実施について」(令和5年3月27日付け4消安第7295号消費・安全局植物防疫課長通知)第4に定められている報告様式に記載されている農作物及び有害動植物は必ず記入し、それ以外の農作物及び有害動植物で調査成績のあるものも記入するものとする。なお、野菜は別記様式第1号の季節区分毎に記入するものとする。
- ②本報告に係る年度区分は、農作物の収穫年次(暦年)に基づくものとする。
- ③統計表示に関して、該当がない場合は「-」、表示単位に満たない場合は「0」とする。
- ④「防除面積」のうち混合剤で2種以上の有害動植物の同時防除を行った場合には、それぞれの目的の有害動植物欄に記入し頭に「(*)」を明記すること。
- ⑤ウイルス病についての防除面積は、土壌消毒した場合に限り記入すること。
- ⑥いねの育苗箱、苗代期の発生面積、防除面積は、本田換算面積を記入すること。
- ⑦いねばか苗病の防除面積は種子消毒を本田換算して記入する。いね心枯線虫病及びいねもみ枯細菌病の防除面積は、本田防除と種子消毒による防除を分けて記入し、種子消毒の場合は本田換算して記入する。いもち病、ごま葉枯病の種子消毒は記入しないこと。